

○西都市医療機関開設等支援事業補助金交付要綱

令和2年4月10日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に不足している診療科を主たる診療科とする医療機関を開設し、又は承継する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する者をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 医療機関 法第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）又は同条第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (4) 診療科 一般社団法人日本専門医機構が行う専門医制度の基本領域に規定する診療科をいう。
- (5) 不足医療機関 市内に不足している診療科（前号に規定する診療科のうち、市長が認める診療科をいう。）を主たる診療科とする医療機関をいう。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において不足医療機関を開設する事業。ただし、市内での所在地の変更に伴い開設する場合を除く。
- (2) 市内において不足医療機関を承継する事業

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

る。

- (1) 医師又は医療法人である者
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に不足医療機関を開設又は承継し、以後10年以上継続する見込みである者
- (3) 一般社団法人西都市西児湯医師会に加入すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る土地取得費、建物取得費、建物建設費、建物改修費、コンサルタント費、医療機器購入費その他診療を行うに当たって市長が必要と認める費用とする。ただし、土地取得費、建物取得費、建物建設費及び建物改修費については、医療の提供に要する部分に限る。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、1,000万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前までに、規則第3条の規定にかかわらず、西都市医療機関開設等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関開設等支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 土地、建物、医療機器及び診療に必要な設備等の取得費用明細
- (4) 建物の配置図及び各階平面図
- (5) 勤務する医師の医師免許証の写し及び履歴書
- (6) 見積書等補助対象経費を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226

号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(交付方法)

第8条 補助金は、精算払により交付する。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関開設等支援事業実績報告書(様式第4号)
- (2) 収支報告書(様式第5号)
- (3) 申請者が不足医療機関を開設し、若しくは承継する見込みであること又は不足医療機関を開設し、若しくは承継したことが確認できる書類
- (4) 補助事業に係る土地又は建物の登記簿謄本(土地又は建物取得費について申請する場合に限る。)
- (5) 医療機器及び診療に必要な設備等の取得を証する書類
- (6) 補助対象経費の支払を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第7条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに報告し、規則第18条第2項に規定する返還命令があったときは、当該仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、不足医療機関の開設若しくは承継後10年以内に当該医療機関における診療を休止し、若しくは廃止したとき、又は不足医療機関の開設若しくは承継後10年以内に主たる診療科を変更したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

(追加〔令和6年告示39号〕)

(取得財産の管理等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第21条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とし、同項第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械、器具及び施設等で1件当たりの取得価格が100万円以上のものとする。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和6年告示39号〕)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日告示第39号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。